

平成29年2月1日

お客様各位

館林信用金庫

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について

(還付金詐欺被害からお客様をお守りするために)

いつも館林信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

お客様の大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするために、キャッシュカードによるお振り込みに不慣れなお客様をATMコーナーに誘導してご預金を振り込ませる「還付金詐欺」を防止するための緊急対応として、以下のとおりキャッシュカードの振込機能の一部制限を実施致します。
大変ご不便をお掛けいたしますが何卒、ご理解のほどよろしくお願ひします。

1. 制限の内容

・次のお客様におかれましては、ATMでのキャッシュカードによるお振り込みができなくなります。(振込限度額を「0円」とします)。

(1) 対象となるお客様

当金庫で口座をお持ちの

- ①70歳以上で
- ②過去2年間キャッシュカードによるお振り込みのご利用がない方

※ キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は、従来どおりご利用いただけます。

(2) 対応開始日

平成29年2月13日(月)より(順次対応いたします)

2. ATMによる振込取引を希望されるお客様へ

- ・制限の対象となるお客様で、キャッシュカードによるATMでの振込取引をご希望される場合は、お手数料をお掛けしますが平日の営業時間内に当金庫お取引店舗の窓口へお申し出ください。
本人確認のうえ、お客様が希望する振込限度額に変更し、キャッシュカードによるお振り込みができるよう手続きいたします。